

令和8年度 恩納村青年海外派遣事業委託業務 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和8年度 恩納村青年海外派遣事業委託業務

2 事業の目的

恩納村（以下、「本村」という。）の青年を恩納村出身者海外移住国へ派遣し、恩納村人会との交流や異文化体験を通して国際的視野を広げ、地域で活躍する青年の育成・移住国との友好親善の促進を図ることを目的とした事業を実施する。

3 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

4 事業内容

(1) 研修先

ブラジル、ポリビア

事業の目的を理解し、参加者に対して本村と移住国との関係性・異文化への関心を抱かせ、今後の村人会並びに現地との交流、友好親善関係の増進につながる体験を盛り込み、魅力的な研修コースとすること。

(2) 研修期間

令和8年7月下旬ごろから8月上旬ごろにかけて、14日間程度

(3) 参加予定人員

4名（村長、引率者1名、研修者2名※）

※研修者は、恩納村青年海外派遣事業実施規則（平成29年恩納村告示第38号）第2条の規定に基づき、要件を満たす者を本村が選定する。

(4) 使用空港

指定なし

(5) 宿泊

研修期間中の宿泊先は基本的にスタンダードクラス以上のホテルとし、防犯・安全を確保できる施設とする。

(6) 食事

研修者2名、随員員の研修期間中の食事はすべて見積に含めること（機内食を含む。）。ただし、ホームビジット等により各家庭で用意がある事情の場合は、この限りでない。

原則として、朝食は宿泊費に含むものとする。なお、昼食及び夕食は派遣地域の一般的な水準に基づく標準的な内容の食事を提供すること。提供にあたっては、本事業の予算に定める額の範囲内とし、過度に豪華または華美な内容は避けるとともに、栄養バランス及び衛生面に配慮すること。

(7) 企画提案を求める業務内容

名所・旧跡等の歴史的な場所や、現地の産業等の視察行うほか、村出身者との交流に重きを置いた行程とすること。令和8年7月30日（木）より4日間にわたりブラジル沖縄県人会創立100周年記念式典が開催されることから、この日程を加味した上で提案すること。

(8) 随員員及び現地ガイド

1名以上の随員員を日本から全行程に同行させること。そのほかに、現地での通訳兼ガイドを1名以上同行させること。

(9) 事前研修

出発前までに2回程度の事前研修を行うこと。その際に、同行する随員員または事業担当者が必ず出席し、健康・安全面やメンタルのケア、心得等の説明に加え、現地での行程の内容や恩納村の海外移住国に関することについて、参加者が学ぶことができる機会を設けること。

(10) 安全対策と旅行傷害保険

- ・近年の国際情勢や社会的不安要素のため、世界が不安定化していること等に鑑み、留学先や使用する航空会社、交通機関、派遣に関する補償保険等には最大限考慮し、信頼と実績のあるものを選定すること。
- ・留学期間中に渡航先でけがや病気等に罹患した場合は、治療費、入院費等、費用については全額保険で補填し、別途徴収がないようにすること。
- ・海外旅行保険については、特別保障（基本保険プラン）、海外留学保険は、留学期間中、留学生及び引率者の全員にかけること。
- ・台風や地震、自然災害等により留学行程に支障をきたす場合には、本村、旅行社で相談し対処すること。また、その費用については保険で賄えるようにすること。
- ・欠航等による延泊や国内での待機期間に係る費用等についても、全額保険で賄えるようにすること。

(11) 引率者の手配について

引率者の手配については、本村が決定する。なお、引率者の旅券等発行手数料や日当は、本村が引率者へ直接支払う。

(12) 旅費について

- ・費用について、那覇空港から経由地、目的地までと目的地における活動費等、目的地から那覇空港までの旅費として、留学中に追加自己負担がないようにすること。
- ・本村の申し出により、行程、見学地等変更が生じた旅費の差額については、その都度、本村と協議の上、決定すること。
- ・契約後の旅費の値上げは認めない。但し、航空運賃等の公共料金の値上げによって生じた差額については本村と協議すること。
- ・航空運賃、宿泊料金、施設使用料等における領収証を全て管理・保管すること。

5 提示金額

この仕様書の内容で企画し、燃油特別付加運賃、空港税、渡航手続代を含む金額とし、それぞれの経費を提示すること。なお、提示金額の詳細を提出すること。為替レートは提出時点のものとし、管理できない事由（為替レートの変動や燃料価格の著しい上昇下落、航空会社の示す運賃・日程の変更等）が生じた場合は、本村と協議すること。

6 見積限度額

7,865 千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7 研修報告会の実施及び成果物

研修終了後は、研修報告会を行うとともに、研修報告書を作成し提出すること。書式については任意とするが、研修生の名簿、行程、各研修生の報告書及び視察・交流の様子の記録写真を必ず添付すること。

- ・必要に応じて、事後研修を行うこと。
- ・業務の遂行にあたり写真・動画などにより記録及び編集した資料はディスク等により提出すること。
- ・本業務における成果はすべて本村に帰属するものであり、恩納村の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。

8 事業者の決定

本事業の事業者は、公募型プロポーザル方式により決定する。

9 感染症の対策と対応

研修事業すべての行程において、感染症対策を十分に行い、参加者が安全に安心して研修に取り組める環境を用意すること。

また、研修中に発熱等の体調不良者が出た場合を想定し、迅速かつ的確な対応ができる体制を整えておくこと。

10 その他

- ・世界情勢の悪化やその他の事由により中止となる場合がある。
- ・履行期間内において、関係資料の提出を本村より求められた場合は、それに応じること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、本村と協議の上、その指示に従い業務を進めるとともに、本村は業務期間中いつでも業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ・本業務の内容及び業務遂行上知り得た秘密事項、個人情報等は委託者の承認を得ないで外に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。